

2018 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項
研究留学生・学部留学生（大学推薦）
〔スーパーグローバル大学創成支援事業（4月開始）〕

文部科学省は「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学を対象に国費外国人留学生（研究留学生・学部留学生）を下記のとおり募集する。

記

1. 応募者資格及び条件

(1) 対象

2018年4月1日現在で学部又は大学院正規課程において、学業成績が特に優秀な者又は新たに海外から留学する優秀な者（ ）。

学業成績が直近の過去1年間で2.50以上であり、奨学金支給期間中においてもそれを維持する見込みがある者をいう。

(2) 国籍

日本国政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、奨学金支給期間開始までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

原則として大学院は1983年4月2日以降に出生した者、学部は1993年4月2日以降に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

ただし、前年度より引き続き国費外国人留学生として採用される者はこの限りではない。

(4) 学歴

研究留学生 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）。

学部留学生 日本の大学の入学資格を有する者（渡日前までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）。

(5) 語学能力

大学において教育研究を行うことができるために必要な日本語又は英語のいずれかの能力を有する者。なお、今年度の募集においては審査の対象とはしないが、語学能力を客観的に示すために、極力外部試験（英語の場合：TOEFL、IELTS等 日本語の場合：日本語能力試験（JLPT）等）を受験しておくこと。

(6) 健康

日本留学にあたって心身ともに支障がないと大学が判断した者。

(7) 渡日時期

新規渡日者の場合、原則として2018年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。

(8) 査証取得

原則として、2018年4月1日現在「留学」の査証を取得していること。

なお、新規渡日者については、渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で、「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性がある。

(9) 対象外

次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。

標準修業年限での修了が不可能である者。（休学者は除く。）

渡日後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む。）から奨学金等を受給することを予定している者。（研究費として用途を限定するものを除く。）

本奨学金における他大学との重複申請、日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度と併給する者。（これまで日本政府（文部科学省）及び（独）日本学生支援機構が実施している留学生を対象とした支援制度により採用され、引き続き受給予定の者も含む。）

申請時に二重国籍者で、奨学金支給開始までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。

(10) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。

2. 奨学金支給期間

2018年4月～2019年3月の1年以内で、かつ在籍課程の標準修業年限内。

3. 奨学金等

(1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額を支給する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

大学院：修士課程・専門職学位課程 月額 144,000 円

博士課程 月額 145,000 円

学部： 月額 117,000 円

特定の地域において、修学・研究する者に対し、月額 2,000 円または 3,000 円を月額単価に加算する。

(3) 旅費

文部科学省は渡日・帰国に係る旅費を負担しない。

(4) 教育費

大学における授業料等並びに2018年4月進学のための入学検定料及び入学金は受入大学が負担すること。

4. 奨学金支給停止事項

次の場合は原則として奨学金の支給を取り止める。

また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。

申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。

文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。

日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。

大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。(なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。)

学業成績等不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

受入大学を退学したとき、又は他の大学に転学したとき。

新規渡日者が「留学」の在留資格を新たに取得せず渡日したとき。新規渡日者及び継続者の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。

他の奨学金(使途が研究費として特定されているものを除く。)の支給を受けたとき。

当該大学がスーパーグローバル大学創成支援事業の対象とならなくなったとき(事業終了も含む。)

「継続者」とは、昨年度より引き続きスーパーグローバル大学創成支援事業によって国費外国人留学生として採用されている者を指す。

「新規渡日者」とは、新たに海外から留学する者を指す。大学推薦の募集要項を参考にすること。

5. 推薦手続き及び選考

(1) 推薦

各大学長はスーパーグローバル大学創成支援事業の趣旨に鑑み、特に優秀な者で奨学金の支給を必要とする者を大学での審査の上、別紙様式により必要書類を添えて文部科学大臣に対し推薦する。

(2) 選考

各大学長から推薦された者のうち、選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。

(3) 提出書類等

文部科学省への提出書類

ア 国費外国人留学生(研究・学部留学生)推薦調書【別紙様式1】

イ 推薦者一覧【別紙様式2】

ウ 総合成績評価報告書【別紙様式3】

エ スーパーグローバル大学創成支援事業国費外国人留学生採用計画【別紙様式4】

現段階において、2018年10月1日以降も継続して国費外国人留学生として採用することが見込まれる者を把握するものである。

オ 調査書【別紙様式5】

カ 非重点国からの推薦が50%を超える場合の理由書【別紙様式6】 該当大学のみ

キ 申請書（写真要貼付）【別紙様式 7】 継続者で 2018 年 4 月に進学しない者を除く
ク 研究計画、又は研究状況【別紙様式 8】 継続者で 2018 年 4 月に進学しない者を除く
ケ 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状 成績係数が算出できない者のみ

- 1 上記ア～カは大学が作成すること。上記キ及びクは大学が本人から取り寄せること。
- 2 写真は最近 6 か月以内に撮影したもので 4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データの貼付可。
- 3 上記キは、氏名を自国語でタイプ入力ができない場合は、手書きで記入すること。
- 4 上記書類の正本各 1 部を公文書に添付し、文部科学省へ提出すること。
- 5 上記ケは成績が判明している直近 1 年間の在籍が他大学の者は受入予定大学長あてのもの、成績が判明している直近 1 年間で受入大学の者は文部科学省高等教育局長あてのもの。

大学が本人から取り寄せて大学内で保管する書類（写しを各 1 部保管すること。）

コ 成績証明書（学業成績係数の算出に必要なもの）

サ 在籍証明書（身分を証明するもの）

新規渡日者以外の者

シ 新規渡日者については旅券（写）、新規渡日者以外の者は在留カード（写）

ス 語学能力、専門能力を客観的に示す材料（例：TOEFL、TOEIC、JLPT 等の証明書）

【 上記 の留意事項 】

- ・ これらの書類は、日本語または英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全て A 4 判に統一して作成すること。
- ・ 提出書類は一切返却しない。
- ・ 提出書類の内容について、大学は責任を持って確認すること。上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。（採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある。）
- ・ 提出期日（当日必着）を過ぎたものは、一切受理しない。
- ・ 大学で保管する書類については、文部科学省からの要請に応じて提出できるよう適切に管理すること。

6. 提出期間及び結果通知

提出期間：2018 年 1 月 11 日（木）～2018 年 1 月 18 日（木） 必着

結果通知：2018 年 2 月下旬（予定）

提出期間終了後の書類提出は一切認めない。

提出後の書類差し替え、申請取り下げ、追加申請及び推薦順位変更は認めない。

結果通知は各大学長宛に文書をもって行い、文部科学省から本人への通知は行わない。

結果通知時期に関する質問は、2018 年 3 月 1 日（木）以降にメールで行うこと。

7. 注意事項

(1) 採用後の手続きは採用候補者の決定を通知する際に併せて通知する。

(2) 奨学金支給開始が 2018 年 10 月以降の者については、別途募集を行う。

(3) 新規渡日者を推薦する場合は受入大学は留学生が渡日する前に、奨学金支給期間、奨学金支給条件、渡日時期及び渡日方法（留学査証の取得方法等）について周知徹底すること。また、

渡日に先立ち、日本語を学習するよう指導し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ周知すること。

- (4) 留学査証の申請については、国籍国の在外公館にて査証申請を行う者については、文部科学省から便宜供与依頼を行うので、大学は別途在留資格認定証明書申請を行わないこと。

国籍国以外の在外公館にて留学査証申請を行う者については、各大学の責任において在留資格認定証明書申請等の手続きを行うこと。

- (5) 今回の推薦に基づき国費外国人留学生に採用された者は「進学等に伴う奨学金支給期間の延長を希望する国費外国人留学生の取扱い及び特別延長を希望する国費外国人留学生(研究留学生等)の取扱い」に応募することはできない。

- (6) 奨学金支給対象者として採用された場合、以下のことを周知すること。

採用者に関する情報(氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先(住所、電話番号、E-mail アドレス))を、日本政府の実施する留学生事業(留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善)に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報(生年月日及び連絡先を除く)は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱いについての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱いについて承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

- (7) 上記のほか、推薦に関する留意事項及び詳細は、別紙「推薦に当たっての留意事項」によること。

- (8) この募集要項等に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定める。